



発行 東京都

目次

46

規則

- 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………一
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
- 東京都がん登録審議会規則……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）……………二
- 訓令
- 職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……………（総務局人事部制度企画課）……………三
- 給料の特別調整額に関する規程の一部改正……………（同）……………三
- 職員の旅費支給規程の一部改正……………（同）……………四
- 統括課長及び主任の職の指定等に関する規程の一部改正……………（同）……………四
- 統括課長代理の認定等に関する規程の一部改正……………（同）……………五
- 東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の一部改正……………（同）……………五
- 規 則（人）
- 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則……………五
- 規 則（公）
- 東京都道路交通規則の一部を改正する規則……………六

規程（交）

規程（水）

- 東京都交通局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………一〇
- 東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一〇

通達

- 給与条例改正に伴う給料の切替え等について……………（東京都人事委員会）……………二

雑報

- 昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号（東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定）の一部改正……………（東京都職員共済組合）……………三

規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二号

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。
一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を

第二条第二号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三三号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年三月三十一日までに限り」を「当分の間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百四号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表トの表第六号区分の項第十号中「消防副士長又は」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において適用されていた東京消防庁の組織等に関する規則第十一条に定める消防副士長であつたもの

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

東京都がん登録審議会規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五百五号

東京都がん登録審議会規則

(設置)

第一条 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。）及びがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号。以下「政令」という。）に基づき、法第二条第八項に規定する都道府県がん情報利用又は提供、法第二十二条に規定する都道府県がんデータベースの整備、がん登録に係る知事の権限及び事務の委任等に関する審議等を行うため、知事の附属機関として、東京都がん登録審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて意見を述べるものとする。

- 一 法第十八条第一項の規定により、都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を利用又は提供すること。
- 二 法第十八条第一項第三号の規定により、同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めること。
- 三 法第十九条第一項の規定により、都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を提供すること。
- 四 法第二十一条第八項の規定による都道府県がん情報の提供又は同条第九項の規定による匿名化若しくは提供を行うこと。
- 五 法第二十二条第一項の規定による都道府県がんデータベースに記録及び保存する情報の対象範囲の拡大を行うこと。
- 六 法第二十三条第三項の規定により、都道府県がんデータベースにおいて保存する都道府県がん情報の匿名化を行うこと。
- 七 政令第六条第二項第九号の規定により、がんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者を指定すること。

八 政令第八条第一項の規定により、知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として、がん医療等について科学的知見を有する者を指定すること。

九 都道府県がんデータベースに保存する法第二十二條第一項第一号の情報（匿名化が行われていないものに限る。以下「地域がん登録情報」という。）の匿名化を行うこと。

十 地域がん登録情報又はその匿名化が行われた情報を、法第十八條第一項各号に掲げる者、法第十九條第一項各号に掲げる者及びがんに係る調査研究を行う者に提供すること。

2 審議会は、法に定める知事の権限及び事務並びに地域がん登録情報の取扱いについて、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員には、がん、がん医療又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとし、知事が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の守秘義務等)

第五条 委員は、第二条の規定により意見を述べる事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、また、がんのり患等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第三十四号

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年三月二十九日
東京都知事 小 池 百合子

別表一本庁の項中「各部・室」を「各部」に改め、同表本庁行政機関及び地方行政機関の項中

青少年・治安対策本部	総合対策部の給与担当課長
都民安全推進本部	総合推進部の給与担当課長
戦略政策情報推進本部	戦略事業部の給与担当課長
住宅政策本部	住宅企画部の給与担当課長

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十五号

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改める。

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収 用 委 員 会 事 務 局
労働委員会事務局

うに改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

別表第一本庁の項中「都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン事業室長」を削り、同表本庁行政機関及び地方行政機関の項中「担当部長（青少年・治安対策本部）」を「担当部長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）」に、「青少年・治安対策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の」を「都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部、病院経営本部及び中央卸売市場の」に、「青少年・治安対策本部の課長（総務課長を除く。）」を「都民安全推進本部の課長（総務課長を除く。）」に、「住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）」の課長（総務課長を除く。）」を「青少年・治安対策本部の担当課長」を「都民安全推進本部の担当課長 戦略政策情報推進本部の担当課長 住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）」の担当課長」に、

「課長（青少年・治安対策本部、病院経営本部）」を「課長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）」、病院経営本部（「」に、「担当課長（青少年・治安対策本部）」を「担当課長（都民安全推進本部、戦略政策情報推進本部、住宅政策本部（住宅企画部及び都営住宅経営部に限る。）」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十六号

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般

取用委員会事務局
労働委員会事務局
職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都訓令第九十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

附則第五項中「平成三十一年三月三十一日までに限り」を「当分の間」に改める。
別表第一宮城県仙台市の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

●東京都訓令第三十七号

支 庁 中 一 般
事 業 所 庁 般
取用委員会事務局
労働委員会事務局

統括課長及び主任の職の指定等に関する規程（昭和六十一年東京都訓令第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小池 百合子

第二条第一号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改め、同条第二号中「室長」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第第三十八号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

統括課長代理の認定等に関する規程（平成二十七年東京都訓令第第十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

第二条第一号中「青少年・治安対策本部長」を「都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長」に改める。

附 則
この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都訓令第第三十九号

庁 中 一 般
支 業 所 庁 般
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程（昭和六十一年東京都訓令第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都知事 小 池 百合子

別記第三号様式中「老人控除対象控除数」及び「老人控除対象配偶者」を「70歳以上の同一生計配偶者」に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令による改正後の東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程別記第三号様式の規定は、平成三十一年六月以後の月の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成については、なお従前の例による。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (人)

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月二十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に改める。
別表第一アの部公安職給料表の項及び同表イの部公安職給料表の項中

1	級	級	1	級	級
2	級	級	2	級	級
3	級	級	3	級	級
4	級	級	4	級	級
5	級	級	5	級	級
6	級	級	6	級	級
7	級	級	7	級	級
8	級	級	8	級	級
9	級	級			

を

に改める。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三条の二第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則（以下「改正後の規則」という。）別表第一の規定は、平成三十一年四月一日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第三条の第二第二項の規定は、平成三十二年四月一日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十九号）第一条の規定による改正前の地方公務員法第二十二條第二項の規定に基づき臨時的に任用された職員であつて任期が満了した）により退職した者の同日以後に出發する旅行については、なお従前の例による。

規則（公）

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

東京都公安委員会

委員長 渡邊 佳英

●東京都公安委員会規則第3号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則（昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

一般国道 357号	大田区京浜島二丁目から大田区京浜島二丁目まで	を
一般国道 357号	大田区京浜島二丁目から大田区京浜島二丁目まで	に、
一般国道 411号	あきる野市牛沼600番地先からあきる野市牛沼88番地先まで	を
特別区道 中月第863号線	中央区晴海三丁目16番先から中央区晴海五丁目3番先まで	を

特別区道 中月第863号線	中央区晴海三丁目16番先から中央区晴海五丁目3番先まで	に改める。
特別区道 第1078号線	港区港南五丁目2番地先から港区港南五丁目2番地先まで	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

規 程（交）

●交通局規程第十九号

東京都交通局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都交通局長 山手 齊

東京都交通局職員の人事考課に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局職員の人事考課に関する規程（平成十四年交通局規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「東京都交通局一般職非常勤職員の任用等に関する規程」を「東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程」に、「一般職非常勤職員及び」を「会計年度任用職員及び」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

附 則

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

●交通局規程第二十号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年交通局規程第十八号)

の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号中「一万分の九千二百四十」を「一万分の九千二十」に、「一万分の一万二千五百九十九」を「一万分の一万二千二百九十九」に改め、同項第三号中「一万分の二万」を「一万分の一万九千五百」に改め、同項第四号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千」に、「一万分の一万六千」を「一万分の一万五千」に改め、同項第七号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同項第八号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

規程(水)

東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中嶋 正宏

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程(昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号を次のように改める。

様式第2号(第9条関係)

給与減額整理簿

年月日

Table with columns: 所属, 職, 氏名, 給与減額の対象となるべき事実, 時間数, 事由, 時間, 支給の有無, 支給額, 特殊勤務手当に依る減額時間数. Includes a sub-table for 取扱者等認印 with 課長 and 課長代理 fields.

Summary table with columns: 給与減額の基礎となる時間数, 勤務1時間当たりの給料等の額の合計額, 減額すべき特殊勤務手当の合計額, 減額すべき給料等の額の合計額. Includes calculation formulas like ① × ② = (A), (B)+(C)+...+(D) = (B).

(日本工業規格A列4部)

(注) 1 事由欄には、単に遅参、早退、私事欠勤等と記入するだけでなく、なるべく具体的に、

例えば、病気のため早退等とその理由を記入すること。

2 給与減額の基礎となる時間数の欄及び特殊勤務手当（給与規程第4条第1項第4号に定める手当をいう。以下同じ。）に係る減額時間数（月間）の欄には、月間計欄の時間の1時間未満を端数処理（30分以上は切上げ、30分未満は切捨て）したものを記入すること。

3 勤務1時間当たりの給料等の額は、給与規程第4条の規定のうち、次の手当を除外して算出した額をいう。

(1) 特殊勤務手当

(2) 特殊勤務手当以外の手当で、その月に不支給の手当

4 特殊勤務手当の支給の有無欄には、減額の対象となるべき事実のあった日における特殊勤務手当の支給の有無を記入すること。

また、特殊勤務手当の支給がある場合は、その日に減額すべき特殊勤務手当の額が、その日の特殊勤務手当の支給額を超えるときは、その支給額を括弧内に記入すること。

なお、減額すべき特殊勤務手当の額は、その日の勤務しなかった時間数欄の時間の1時間未満を端数処理（30分以上は切上げ、30分未満は切捨て）したものに、勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額を乗することにより算出すること。

5 特殊勤務手当に係る減額時間数の欄には、次に該当するときは時間数を記入しないこと。

(1) 減額の対象となるべき事実のあった日において、特殊勤務手当の支給がなかったとき。

(2) 減額の対象となるべき事実のあった日において、減額すべき特殊勤務手当の額が、その日の特殊勤務手当の支給額を超えるとき。

6 所属長の確認方法

(1) その月分を一括して、次の給与期間において減額する場合

その月の減額対象となる事実につき、取りまとめて確認を行うものとする。

(2) 給料の支給日前において減額の対象となるべき事実が生じ、その月の給与から減額する場合

ア その減額分に関する事実につき、給料の支給日前の段階で、取りまとめて確認を行うものとする。したがって、月間計欄以下はその減額分につき記入することとなる。

イ 給料支給日後において、さらに減額すべき事実が生じた場合には、その分につき別に整理簿を作成し、月間計欄にはアの月間計との合計を記入し、以下の欄は、これを基準として記入の上、確認を行うこと。

ウ イの月間減額分とアの既減額分との差額は、次の給与期間において減額すること。

附則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第五号

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の二項を加える。

16 所属長は、年次有給休暇（一の年において付与された年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち五日については、一の年（年の途中で年次有給休暇が付与された場合は、当該付与日から一年以内）において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

17 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合（前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。）においては、当該年次有給休暇の日数（当該日数が五日を超える場合には、五日とする。）分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附則

1 この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日後の最初の年次有給休暇の付与日が平成三十二年一月一日であ

る職員に係る年次有給休暇については、当該付与日の前日までの間は、なお従前の例による。

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の期末手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の期末手当に関する規程（昭和四十七年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 給与規程別表第一八に定める水道局給料表(三)（以下「給料表(三)」という。）の適用を受ける職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十二・五」とする。

第七条第二項第一号中「給与規程別表第一八に定める水道局給料表(三)（以下「給料表(三)」という。）を「給料表(三)」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号中「一万分の九千二百四十」を「一万分の九千二十」に、「一万分の一萬二千五百九十九」を「一万分の一萬二千二百九十九」に改め、同項第三

号中「一万分の二万」を「一万分の一萬九千五百」に改め、同項第四号中「一万分の九千三百四十五」を「一万分の八千九百」に、「一万分の一萬六千五百」を「一万分の一萬五千五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千四百五十」を「一万分の九千」に、「一万分の一萬六千」を「一万分の一萬五千」に改め、同項第七号中「一万分の五千三百四十」を「一万分の五千百十七・五」に改め、同項第八号中「一万分の四千四百五十」を「一万分の四千二百二十七・五」に改め、同項第九号中「一万分の四千五百」を「一万分の四千二百七十五」に、「一万分の六千」を「一万分の五千五百」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程（昭和六十一年東京都水道局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「老人控除対象控除額」及び「老人控除対象配偶者」を「70歳以上S回（控除対象控除額）」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程別記第三号様式の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成について適用し、同年五月以前の月分の児童手当の受給資格及びその額の認定に係る受給者台帳の作成については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱規程別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第九号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第三十五号様式の中「8%」を「10%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程の規定は、平成三十一年十一月分以降の料金として算定する料金から適用し、同年十月分の料金として算定する料金については、なお従前の例による。

●東京都水道局管理規程第十号

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成二十七年東京都水道局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の二項を加える。

5 所属長は、年次有給休暇(一会計年度において付与された年次有給休暇の日数が十日以上である職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の日数のうち五日については、一会計年度(年度の途中で年次有給休暇が付与された場合は、当該付与日から一年以内)において、職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、時季を定めることにより取得させなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、職員が年次有給休暇を取得した場合(前項の規定により年次有給休暇を取得した場合を除く。)においては、当該年次有給休暇の日数(当該日数が五日を超える場合には、五日とする。)分については、時季を定めることにより取得させることを要しない。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

通 達

30人委任第161号
平成31年3月29日

各任命権者殿

東京都人事委員会

委員長 青山 伸

給与条例改正に伴う給料の切替え等について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年東京都条例第104号）の施行に伴う給料の切替え等については、下記に従って実施してください。

記

第1 用語の定義

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 改正条例 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年東京都条例第104号）をいう。

(2) 切替日 改正条例附則第1条ただし書に規定する施行の日（平成31年4月1日）をいう。

(3) 新号給 改正条例による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）の規定による切替日における号給をいう。

(4) 給料月額 職員の給与に関する条例の規定による給料月額をいう。

(5) 切替差額 改正条例附則第5条第1項の規定により給料として支給する差額に相当する額をいう。

(6) 隔遠地加算 「昇給に関する基準（平成18年3月17日付17人委任第155号）」に定める隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算をいう。

第2 号給の切替え（改正条例附則第4条関係）

次の各号に掲げる場合に該当する職員の改正条例附則第4条における「切替日の前日においてその者が受けていた号給」とは、それぞれ次の各号に定める号給とする。

(1) 切替日の前日に隔遠地加算を受けていた場合

切替日の前日においてその者が受けていた号給の号給数から当該隔遠地加算により加算されていた号給数を減じた号給とする。

(2) 切替日と同日の降給の場合

切替日の前日においてその者が受けていた号給（前号に規定する場合にあっては、同号の規定を適用して得られる号給）の号給数から3号給を減じた号給（当該受けていた号給が当該職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第3 給料の切替えに伴う経過措置（改正条例附則第5条関係）

次の各号に掲げる場合に該当する職員の給料の切替えに伴う経過措置については、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 切替日の前日に隔遠地加算を受けていた場合（改正条例附則第5条第1項関係）

当該職員の改正条例附則第5条第1項における「切替日の前日においてその者が受けていた号給の級の号給における給料月額」とは、切替日の前日においてその者が受けていた号給の号給数から当該隔遠地加算により加算されていた号給数を減じた号給の給料月額とする。

(2) 切替日と同日の降給の場合（改正条例附則第5条第1項関係）

当該職員の改正条例附則第5条第1項における「切替日の前日においてその者が受けていた号給の級の号給における給料月額」とは、切替日の前日においてその者が受けていた号給（第2（1）に規定する場合にあっては、同号の規定を適用して得られる号給）の号給数から3号給を減じた号給（当該受けていた号給が当該職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）の給料月額とする。

(3) 切替日の翌日以降の降給の場合(改正条例附則第5条第1項関係)

当該職員は、降給がなかったものとした場合に受けることとなる給料月額と降給したことにより受けることとなる給料月額との差額(降給を2回以上した場合には、それぞれの当該差額の合計額)を減じた額とする。

(4) 切替日と同日の降給の場合(改正条例附則第5条第1項関係)

改正条例附則第5条第1項における「人事委員会の定める職員」とは、切替日に降給した職員をいい、その者には切替差額を支給しない。

(5) 人事交流等による異動の場合(改正条例附則第5条第2項関係)

当該職員には、異動をした日に受けることとなる号給の給料月額と切替日の前日に異動があったものとした場合に得られる同日における号給の給料月額との差額を切替差額として支給する。

第4 切替え等の特例の承認

給料の切替え等に関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定めることができる。

雑報

●東京都職員共済組合告示第四号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光睦

別表第一中

青少年・治安対策本部

青少年・治安対策本部長

を

都民安全推進本部
戦略政策情報推進本部

都民安全推進本部長
戦略政策情報推進本部長

に、

都市整備局

都市整備局長

を

都市整備局
住宅政策本部

都市整備局長
住宅政策本部長

に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

